

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成19年5月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
神子ヶ浜地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	神子ヶ浜地区	平成19年1月20日
大木戸地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	大木戸地区	平成19年1月31日
天龍池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	天龍池地区	平成19年3月16日
柿の谷地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	柿の谷地区	平成19年3月16日
網代地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	網代地区	平成19年3月16日
小豆島町	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	立恵地区	平成18年11月10日
小豆郡内海町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	流地区	平成19年3月15日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	西城地区	平成18年11月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	縄手地区	平成19年1月26日
〃	香川用水非受益地域用水確保事業	大谷地区	平成19年3月15日
〃	香川用水非受益地域用水確保事業	古郷地区	平成19年3月15日
小豆郡池田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	池田地区	平成19年3月5日
〃	香川用水非受益地域用水確保事業	室生新池地区	平成19年2月14日